

会報

令和4年7月号

発行所 〒590-0953 堺市堺区甲斐町東4丁1番10号

TEL 072-221-5115 FAX 072-221-5055

E-mail keiei_center@ockc1969.jp

URL <http://www.ockc1969.jp>

全中連 (協)大阪中小企業経営センター

発行責任者 和田悦子

新規組合員募集中

只今、当組合では、新規組合員を募集しております。お知り合いなどの事業所で、まだ、ご入会頂いていない事業所がございましたら、当経営センターまでご紹介くださいますようお願い致します。賛助会員の方は、随時、協同組合へのご入会を受け付けておりますので、お気軽に事務局まで、お問い合わせくださいますようお願い致します。

税務・労務・行政・法律のご相談と手続きは、当経営センターまで、お待ちしております。



- ★弁護士 井上 健策
- ★税理士 本田 浩基
- ★司法書士 法常 博
- ★社会保険労務士 山添 浩平
- ★行政書士 本田 浩基



Summer Vacation

令和4年8月12日(金)

令和4年8月17日(水)

夏期休暇のお知らせ

上記の6日間夏期休暇のため休業致します。尚、休業中お急ぎの方は、留守番電話に「貴社名・用件・電話番号」を録音して頂きましたら後ほど担当者よりご連絡させていただきます。



電子帳簿等保存制度

税 務

～概要～

各税法で原則紙での保存が義務となっている帳簿書類について、一定の要件を満たした上で、電子データによる保存を可能とすること及び電子的に受け取った取引情報の保存義務等を定めた法律制度です。大きく下記の3種類に区分されます。

1. 電子帳簿等保存

会計ソフト等で電子的に作成した帳簿及び電子的に作成した国税関係書類をデータのまま保存

※総勘定元帳・売上帳・仕入帳・仕訳帳等で、自己がパソコン等を使用して作成する書類が対象となります。

2. 電子メール及びネットダウンロード等で受取った取引情報をデータで保存

令和5年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データを印刷して保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題はありませんが、令和6年1月以降は下記の保存要件に従った電子データの保存が必要となります。

～電子取引の保存要件～

真実性の要件	<p>以下の措置のいずれかを行うこと</p> <ol style="list-style-type: none">① タイムスタンプが付与された後、取引情報の授受を行う② 取引情報の授受後、速やかにタイムスタンプを付与するとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことが出来ないシステムで取引情報の授受及び保存を行う④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定め、その規定に沿った運用を行う
可視性の要件	<ol style="list-style-type: none">① 保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらのマニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力出来るようにしておくこと② 電子計算機処理システムの概要書を備え付けること③ 検索機能を確保すること（一部条件を満たせば不要）

3. スキャナ保存

紙で受領及び作成した請求書等の国税関係書類を画像データで保存
 (一部の書類のみ電子保存を選択する事も可能)

～スキャナ保存の主な保存要件～

要件	重要書類※1	一般書類※2
スキャン入力期間の制限	最長2ヵ月と概ね7営業日以内に入力	適時に入力
タイムスタンプの付与※3	必要※4	必要※4
解像度及びカラー画像による保存※5	必要	必要(白黒可)
読取情報の保存	必要	必要
書類の大きさ情報の保存	必要(A4以下は不要)	なし
バージョン管理	必要	必要
入力者等情報の確認	必要	必要
帳簿との相互関連性の確保	必要	必要
電子計算機処理システムの概要書等の備付け	必要	必要
検索機能の確保	必要	必要

※1 契約書・領収書・預り証・借用証書・小切手・約束手形・請求書・納品書等

※2 見積書・注文書・検収書等

(上記※1.2に帳簿書類・損益計算書等の決算関係書類は含まれません)

※3 タイムスタンプとは、ある時刻における電子データの存在(保存時期)を証明するものをいい、データの信頼性を担保し改ざん防止を担っています。

※4 他社のクラウドサービス等を利用することにより保存する場合は不要となります。

※5 ●解像度が200dpi相当以上であること

●赤色、緑色、青色の階調がそれぞれ256階調以上(24ビットカラー)であること

令和4年4月から在職定時改定制度が導入されました

老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者となった場合、令和4年3月までは、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されていました。

就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月から在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する制度が導入されました。

在職定時改定の仕組み

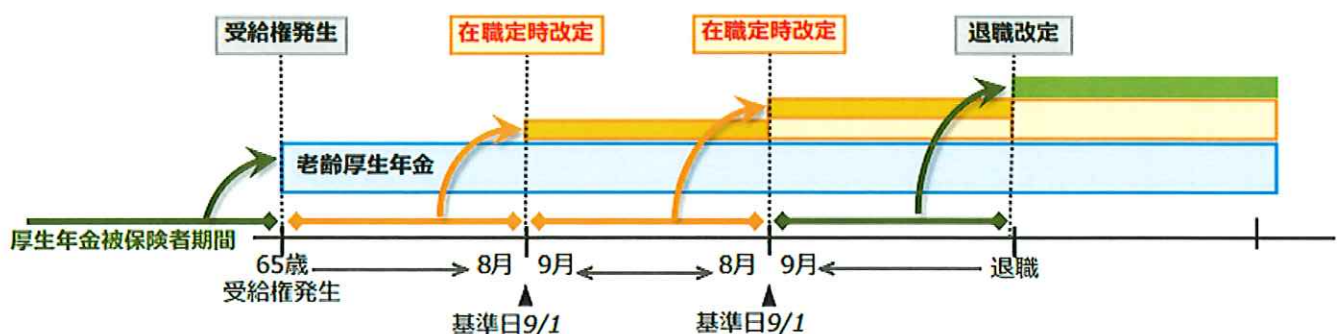
○基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金から改定されます。

令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されます。

○対象者となるのは65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者です。

➤65歳未満の方は繰上げ受給をされている方であっても在職定時改定の対象となりません。

在職中であっても、毎年10月に前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されます。



令和4年4月から65歳未満の方の 在職老齢年金制度が見直されました

令和4年3月以前の65歳未満の方の在職老齢年金制度は、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計が「28万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「28万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止されていました。

この在職老齢年金制度が見直され、令和4年4月以降は65歳以上の方と同じように総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額合計が「47万円」を超えない場合は年金額の支給停止は行われず、「47万円」を上回る場合は年金額の全部または一部について支給停止される計算方法に緩和されました。

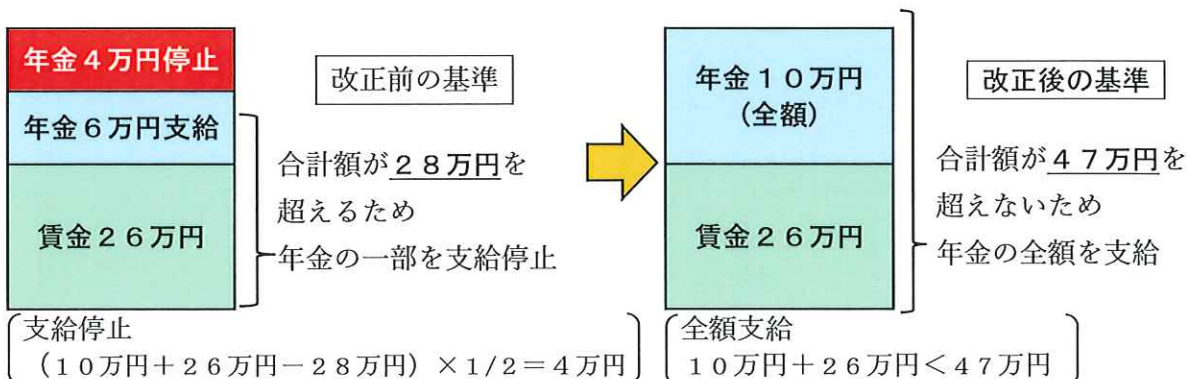
【令和4年4月以降の計算方法】

基本月額と総報酬月額相当額の合計額	支給停止額
47万円以下のとき	0円（全額支給）
47万円を超えるとき	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 47\text{万円}) \times 1/2 \times 12$

<用語の説明>

- ・基本月額
加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額
- ・総報酬月額相当額
 $(\text{その月の標準報酬月額}) + (\text{その月以前1年間の標準賞与額の合計}) \div 12$

例：年金の基本月額10万円、総報酬月額相当額26万円、合計額36万円の場合



お知らせ

一人親方労災組合への加入者 ご紹介のご依頼



現在当組合では、建設業一人親方の労災保険特別加入の加入希望者を随時募集しております。

チラシを同封させていただいておりますので、お知り合いの方・同業者の方等々で、一人親方特別加入へのご加入をお考えの方がございましたら、当組合へご紹介していただければと存じます。

何卒よろしくお願い申し上げます。

算定基礎の受付開始

今年の9月から翌年8月までの社会保険料を決定する「算定基礎」の受付の季節となりました。

6月下旬に日本年金機構より、順次お知らせが届いておりますが、現在、委託されていない事業所で、算定基礎の届出をご希望の事業所につきましては、ご一報ください。

なお、賞与を支給される場合、被保険者負担分につきましては、下記の率で控除してください。

被保険者負担分

(令和4年7月現在)

健康保険		厚生年金保険	雇用保険	
介護保険第2号 非該当被保険者	介護保険第2号 該当被保険者	一般被保険者	一般の事業	建設の事業
5.11%	5.93%	9.15%	3/1000	4/1000

令和4年度 雇用保険料率のご案内

★令和4年4月1日～令和5年3月31日★

◎令和4年4月から、事業主負担の保険料率が変更になります。

◎令和4年10月から、労働者負担、事業主負担の保険料率が変更になります。

●令和4年4月1日から令和4年9月30日までの雇用保険料率

		負担者		①+② 雇用保険料率
		① 労働者負担	② 事業主負担	
事業の種類	一般の事業	3/1,000	6.5/1,000	9.5/1,000
	農林水産 清酒製造の事業	4/1,000	7.5/1,000	11.5/1,000
	建設の事業	4/1,000	8.5/1,000	12.5/1,000

●令和4年10月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率

		負担者		①+② 雇用保険料率
		③ 労働者負担	④ 事業主負担	
事業の種類	一般の事業	5/1,000	8.5/1,000	13.5/1,000
	農林水産 清酒製造の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
	建設の事業	6/1,000	10.5/1,000	16.5/1,000



ホームページへの広告掲載について

さて、4月よりホームページを再開させていただいておりますが、当組合のホームページ紙面をご利用いただき、貴組合員・貴会員の広告宣伝にお役立ていただければと存じます。

つきましては、広告掲載をご希望の方は、当組合宛にご連絡いただきますようお願い申し上げます。

※広告掲載料は月額千円（税抜き）を予定しております。



無料法律相談

		担当弁護士	時間
7月	7日(木)	井上 健策	午後5時～
8月	4日(木)	井上 健策	午後5時～
9月	1日(木)	井上 健策	午後5時～
10月	6日(木)	井上 健策	午後5時～

無料法律相談の日程は、左記の通りです。ご相談ご希望の方は、相談日の二日前までに予約が必要ですので、当経営センターまで、お気軽にお電話でお申込み下さい。



本格的な夏の到来を控え、ゲリラ豪雨や熱中症が気がかりな季節となりました。

さて、6月2日に発表された日本のSDGs達成度ランキングは、前年から1つランクを落とし19位で、『つくる責任・つかう責任』など6つの目標が最低評価となり、世界平均でのSDGs達成度も後退する結果となっています。コロナ禍で億単位の人が新たに極度の貧困に陥り貧困人口が増加し、数十年間にわたり関係者の方が貧困撲滅に尽力されてきたことが『無』となってしまいました。さらに、今回のロシアの軍事侵攻により平穏が失われ社会を後退させています。そして、日本で今回最低評価となった目標の一つである『つくる責任・つかう責任』は、今深刻に捉えなければならない事例です。地球上で多くの人が飢餓に陥っている中、世界では生産されている食料の約1/3を、日本では1人当たり1年で約45kg(1人当たり毎日お茶碗1杯分のご飯相当)を廃棄している現状『食品ロス』を重く受け止めなければなりません。

長年浸透してきた食品の『3分の1ルール』と呼ばれる納品の高慣習は、食品の大量廃棄に繋がるとされ、『2分の1ルール』へと切り替わり始め納品期限の緩和が推進されています。品切れ状態の『販売機会ロス』を避けるため多めに作っておく傾向など日本特有の高慣習が根強く存在していますので、この慣習を改めるべく、『常に品物が並んでいる状態』を求める私達消費者の意識を変えていく必要があります。

SDGsは、限りある資源を守り、すべての人が平和で平等かつ安全に暮らせる世界を実現できるよう17個の目標が定められており、誰一人取り残されることなく、手を差し伸べ合い尊重し合うことを原則として取り組むべき課題です。エアコン設定温度や入浴・洗い物の際の水の使い方に配慮して節電・節水を心掛ける、買物の際は出来る限り賞味・消費期限の近いものを買って食品ロスを減らすなど、私達も1人1人が日常生活において出来ることから取り組んでまいりましょう。

全中連(協)大阪中小企業経営センター
理事長 和田悦子

